

○豊前市空き家バンク利用契約支援助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成23年告示第74号）に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用登録者に対し、不動産業者に支払う仲介手数料の一部を助成することにより、本市への定住を促進するとともに、賃貸借又は売買を行う際の契約の安全性の確保並びにトラブルの予防又は解決を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- （1） 空き家バンクに登録している物件を賃借又は購入し、当該土地に住所を定める世帯の代表者であること。ただし、空き家バンク利用登録者が法人の場合は、当該土地で継続的に活動を行う法人の代表者とする。
- （2） 空き家バンクに登録した不動産業者（以下「登録不動産業者」という。）を介し、賃貸借契約及び売買契約を行った者であること。
- （3） 助成対象者の属する世帯の全ての構成員が市税その他の市に納付すべき金銭を滞納していないこと。ただし、市外からの転入者の場合は、転入前の市区町村において税の滞納がないこと。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、登録不動産業者に支払った仲介手数料の額とし、一契約につき5万円を上限とする。

2 助成金の交付は、1登録者につき1回限りとする。

（交付申請）

第4条 交付対象者は、住宅の契約が完了し、当該土地に住所を定めたときは、契約締結の日から90日以内に、豊前市空き家バンク利用契約支援助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に助成金の交付を申請するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付する助成金の額を定めて助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、豊前市空き家バンク利用契約支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による助成金の交付決定にあたり、当該助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付に必要な条件を付すことができる。

（助成金の請求）

第6条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、市長に請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

（助成金交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 交付対象者から第4条に規定する期限までに同条に規定する交付申請が行われなかった場合、交付対象者が助成金の申請を辞退したものとみなす。

2 交付決定者から第6条に規定する期限までに同条に規定する請求が行われなかった場合、交付決定者が助成金の受給を辞退したものとみなす。

3 請求書の不備による振込不能等、交付決定者の責めに帰すべき事由により助成金の交付ができなかった場合、市が確認等に努めたうえでなお修正等が行われなかったときは、当該請求が取り下げられたものとみなす。

(助成金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは一部を取り消した場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の交付を受けた者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、助成金の交付等について必要があるときは、報告を求め、当該申請に係る書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。